

## 病後児保育の利用について

### 1.利用基準について

- ・前提条件として、前日まで病気や感染症、怪我のため保育園を休んでいた園児であること。
- ・感染症で休んでいた園児については登園届が出ていること（登園の目安をクリアすること）。
- ・病気や怪我のあとで、「飲む」「食べる」「寝る」の日常生活は送れるが、体力面からクラスで散歩にしたり、園庭で遊んだりすることが難しい場合。
- ・内服や塗り薬がなくても体調が安定していること。

※0歳児、1歳児については、できるだけ、園生活を送れる体力がもどるまでは家庭保育をお願いいたします。やむをえない場合は、電話にて看護師にご相談ください。

### 2.利用時間

- ・月曜日から金曜日（9時～16時）。

### 3.利用方法

- ・**前日 15 時まで、電話での事前予約が必要。**

**月曜日の利用を希望する場合は、前の週の金曜日 15 時まで、電話予約して下さい。**

- ・「[病後児保育利用申請書](#)」を当日の朝に提出。

### 4.持ち物

- ・通常保育時に持参するものと同じ

### 5.病後児保育を中断する場合

- ・体力が回復して、看護師と保育士が通常保育でも可能と判断した場合は、園の判断病後児保育から通常保育に移行
- ・37.5度以上の発熱の場合
- ・下痢・嘔吐が1回でもあった場合
- ・体調が悪くなった場合（「飲む」「食べる」「寝る」が出来なくなる）